

平成21年2月3日

理事会承認

一般社団法人廃棄物資源循環学会広告掲載規程

(広告掲載の趣旨)

第1条 廃棄物資源循環学会(以下、本会という)が刊行する学会誌、講演論文集、その他出版物、ホームページ等(以下、刊行物等という)に掲載される広告(以下「広告」という)は、本学会定款第3条「物質循環と廃棄物管理に関する学の体系化を進め、学術的立場から社会の先導的役割を担い、循環型社会の形成と廃棄物問題の解決に貢献し、もって我が国の学術の発展に寄与する」ことに沿った内容でなければならない。広告の趣旨に立脚し、成果を含めた広告媒体の意義を推進するべきである。

(広告の体様等)

第2条 広告は、本会の品位を損なわない、掲載にふさわしい体様のものでなければならない。事実を偽ったり、読者に誤った理解や印象を与えたりするおそれのある内容を含んではならない。

(広告主と本会との関係)

第3条 広告主は掲載された広告につき、本会、読者その他の第三者に対し、直接にその責任を負う。本会は広告を掲載することによって、広告の内容その他その広告に関してこれを推奨したり、奨励したりしてこれに関与するものではない。

(広告審査)

第4条 広告掲載にあたり、その広告内容が本規程、広告に関する一般法令、公私広告基準その他の社会規範に反し、または反するおそれありと認められた場合には、当該広告を掲載する刊行物等の担当委員会等は広告審査会を設置し、広告審査会は当該広告の審査を行う。審査によって掲載不適当と判断された広告は、掲載を拒否するものとする。

(広告掲載手続)

第5条 学会誌に掲載を希望する広告主は、学会誌広告申込要領に基づいて広告掲載申込み手続きをとるものとする。

2 講演論文集に掲載を希望する広告主は、担当の実行委員会に申込み手続きをとるものとする。

3 前項以外の刊行物等に掲載を希望する広告主は、本会事務局に申し込むものとする。